

令和 6 年 6 月 11 日現在

機関番号：32686

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

研究期間：2018～2023

課題番号：17KK0054

研究課題名（和文）領土海洋問題における裁判による紛争処理の機能と限界

研究課題名（英文）Functions and Limitations of Dispute Resolution by Courts in Territorial and Maritime Issues

研究代表者

許 淑娟（Huh, Sookyoon）

立教大学・法学部・教授

研究者番号：90533703

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 9,900,000円

渡航期間： 12ヶ月

研究成果の概要（和文）：本研究は領土海洋問題における裁判による紛争処理の機能と限界を探ることを目的にする。国際法に基づく個別紛争の解決をめざす裁判の機能の分析は文脈依存的となり、傾向を示唆するにとどまった。植民地主義を出自とする領域法分野においては、広義の住民問題が紛争解決における限界として浮上することが多い。海洋法分野においては、境界画定のようなゼロサムゲームにならない国際公益あるいは一般利益がかかわる点（たとえば国家管轄権外海域の扱い）や私人に委ねられた事業形態などは、国家対国家による紛争処理プロセスで扱われることは少ない。これらの限界を念頭に、領土海洋問題に関する裁判例への参照が行われなければならない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

領土海洋問題において国際裁判による解決を求める意見は多い一方で、裁判所による解決には限界があると漠然と論じる者も多い。領土海洋問題は、ナショナリズムや、経済的インパクトの大きさも相まって、先鋭化する例が散見されることに鑑みれば、裁判所による解決の機能と限界を数多くの具体的な事例の検討によって可視化したことの社会的意義は大きい。学術的においても、強制管轄権や強制執行という制度のない国際社会において、国際裁判によって判決が下される法過程を克明に分析したことの意義は否定できない。

研究成果の概要（英文）：This study aims to explore the functions and limitations of jurisprudence in territorial and maritime disputes. The analysis of case laws must be context-dependent and be able only to suggest the trends of jurisprudence. In the field of law of the territory, which has its origins in colonialism, the issue of inhabitants in the broadest sense often emerges as a limitation in the resolution of disputes. In the field of law of the sea, the issues involving public or general interests that are not zero-sum games such as boundary delimitation are rarely dealt with in state-to-state dispute resolution processes. These tendencies of the limitations should always be borne in mind when the reference to the case law of the law of territory and the law of the sea is made.

研究分野：国際法

キーワード：領域法 海洋法 国際紛争解決 国際裁判

1. 研究開始当初の背景

国際法における判例研究は厳しい状況に置かれている。グローバル化の深化に伴い、国際法が関与する分野は急激に拡大し、軌を一にするように、司法による紛争解決も増大しており、判決の数もそれを論じた評釈の数も夥しい。このように、あまりにも分野が広く、数も膨大であるがゆえに、判例研究も専門分化が進まざるを得ない。日本国内において、判例研究を進める研究者の多くは裁判手続そのものに関心を持つ者が多く、個別分野からみた当該判決の意義にまで目を配る者は多くはない。他方、個別分野に関心をもつ者は、自らの分野に関連ある部分をつまみ食いする傾向も否めない。日本国外においてもその傾向は同様である。しかし、英語圏へと拡大すれば、判例研究に従事する者の数は日本の何倍にも上る。判例を様々な側面から分析する以上、当該判決を解釈しようとする専門家の数の多さは質に転換し得る。さらに、本国際共同研究および基課題の対象である領域法、海洋法はともに研究者の数は国際的にきわめて限られている以上、国際ネットワークにおける判例研究プロジェクトへの参加の必要性は非常に高い。

2. 研究の目的

本共同研究は、領土海洋問題における裁判による紛争処理の機能と限界をあらためて探ることを目的とする。領土海洋問題という一連のプロセスのなかに裁判がどのように位置づけられるのかを具体的なケースに即して考察し、その意義の同定を国際研究ネットワークを通じて行う。

国際法をめぐる紛争の大部分は国際裁判に付されることはない。裁判所の強制管轄権がない以上、紛争当事国間の付託合意が得られる領分は限られているためである。また、そもそも、国家間の紛争という形でフレーミングされない国際法紛争も多い。しかしながら、一旦、裁判となれば、両当事国が考えられる限りの国際法の立論を行い、裁判所がそれに基づいて判断を下す。その判断理由が国際法の宣明機能を果たすことは夙に指摘されているとおりである。法の宣明機能も含めて、国際裁判が実際の紛争にどれほど作用しているのかを、法的な側面に限ってであるが、検討してみようというのが本研究である。言い換えれば、裁判所が判決を下すという法過程を強制管轄権と強制執行という制度を持たない国際社会のなかでどのように位置づけられるかという問いを探究するものである。

領土海洋問題に対象を特定したのは、基課題との連関からであるが、領土海洋問題は国際裁判が比較的頻繁に用いられる分野であることも考慮した。それに加えて、海洋法はカバーする分野が広く、海洋法条約のなかでも、国際裁判に適する分野とそうでない分野があることから、裁判所による紛争解決の限界を同定するのに適している。

3. 研究の方法

研究の方法としては、判決を誠実に読み、解釈を行い、対話に晒すという極めてオーソドックスなものである。その際に、旧植民地に関連する紛争や歴史的な権利、200海里以遠の大陸棚境界画定紛争に関する判決を選別すること、判決の「つまみ食い」は行わず、当事国の主張を裁判内外にかかわらず読み解きながら、紛争プロセスにおいて、判決がどのような役割を果たしたかという観点をもつ（すなわち、裁判における当事国主張と同様に、裁判後の当事国の態度の変化も重要となる）という二点に着目する。

他方で、研究を進めるうちに、少人数の共同研究において以上の方法は有効であるとしても、より多くの研究者との協働には訴求力が弱いことにも気づいた。幸いにも研究期間の延長が認められたため、より多くの関連する諸判決に横ぐしを通しながら特定のテーマに関して方向性を示す国際会議やシンポジウムへの参画という手法を追加することにした。個々の判決の丹念な分析を対話によって行うという本研究課題が当初予定していた研究手法とは大きく異なるものの、個々の判決の分析の位置づけについて示唆を得ることができるため、個別の裁判例分析とテーマ別の裁判例分析を並行して行った。

4. 研究成果

個別の判決の分析から得られた成果とテーマ別の判決の分析から得られた成果を、記述の都合上、分けて記す。

(1) 個別の判決分析から得られた成果

個別判決であるが、研究会合を通じて、判決の解釈、意義、その帰結について議論を加えた。個別判決における国際法解釈、当事国の裁判内外の主張、さらに、裁判後の当事国の態度、すなわち裁判判決の紛争解決プロセスにおけるインパクトまでを射程に収めた検討を行うことを指針とした。この指針にしたがって、リビア・チャド事件およびカメルーン・ナイジェリア事件に

において、当事国の裁判内における主張と、法廷によって行われた国際法解釈、その帰結について分析を行った。両事件は、国境線および領域主権権原帰属に関する条約は比較的明確であった点では共通しているにもかかわらず、植民地化以前の領域支配の実態に対して、前者では裁判所は言及するにとどまったのに対して、後者ではかなり精密な検討を加えているという差が見出された。チャゴス諸島勧告的意見の検討においては、本意見に至るチャゴスとモーリシャスの経緯、とくに何が少数者であり何が自決原則の主体である人民であるかについて再検討が必要であること、自決原則の実現のあり方が多様であることを認めながら特定の方法を指定することの是非、領域の一体性の軽視、さらに宗主国と植民地間における合意の質の問題が浮き彫りにされた。また、昨今の国際情勢も踏まえながら、エリトリア・イエメン事件、カメルーン・ナイジェリア事件における紛争の発端、国連や第三国の働きかけ、判決論理、判決後の動きも含めて、論考にまとめることができた。国際裁判によって、軍の撤退が命じられ、その判決が曲がりなりにも履行された例であったが、その履行を支えた条件はどのようなものであったのか、そして、領域の帰属を確定的に決定することによって、紛争全体に対してどのような帰結を生み出したのかを踏まえて、紛争解決の機能と限界が図られなければならないことが明らかにされた。国レベルの武力衝突は解決されたという点で成功例であったものの、住民間の軋轢や市民間の構造的暴力が残るといった結果をもたらしたという限界が示された。

海洋法に関する判例分析については、200海里以遠の境界画定判決を中心的に扱った。まず、ベンガル湾大陸棚境界画定事件判決の検討からは、権原と権原付与の違いを読み取ることによって、陸と海の連続性と非連続性について示唆を得られた。実のところ、大陸棚に対するフラットな権原付与という概念と自然延長概念をどのように平仄を合わせることができるといふ点が課題として残され、それがニカラグアとコロンビア間の20年に及ぶ海洋境界紛争の解決を長引かせていた。両国間における大陸棚境界画定紛争判決においては、一国の大陸棚の自然の延長は、他国の200海里水域に侵入することはないという解釈を示した。これは今後類似の事例の解決を円滑にするという重大な意義を有するものであるものの、権原付与のトンネル効果やグレイエリア問題について論理的に接近できないという難点を残すものであり、紛争解決における機能と限界の一例といえよう。

(2) テーマ別の判決分析から得られた成果

テーマ別の分析であるが、小規模な研究会合とも並行して国際会議やシンポジウムに企画段階から参画することができた。第一に、島という鍵概念をテーマにパリ第8大学を中心とする研究プロジェクトに参画した。本プロジェクトでは、人工島の扱いや、境界画定における島の効果、水没する当初国家の国家性など多岐にわたる分野を扱ったが、本研究課題と関連する範囲においては、島の領有問題における学説と判決の乖離、判決の蓄積による紛争解決基準の結晶化の意義について考察した。領域法の学説が植民地化の過程でその正当化の文脈で生じてきたことは新たな常識に属するが、領域支配の実態を動的に捉えるものである裁判判決の蓄積であるところの主権の表示アプローチもまた、同様の限界を内在している。それは、国家対国家での紛争処理手段における限界でもあり、また、適用法を既存の国際法とする以上、国家性と領域性において非ヨーロッパ的な秩序を把握できないことが示された。第二に、海洋法条約体制における第三の実施協定であるBBNJ条約と海洋科学調査について二つの国際会議にて報告した。この会議を通じて、国家管轄権外海域における海洋科学調査を題材に、基準を策定するという行為自体が、紛争解決にどのような機能を及ぼすのか、未境界画定における沿岸国の行動に関する判例上の蓄積が、裁判を離れた具体的な場面における国家の実行にどのように影響を及ぼすか、国家管轄権外の生物多様性の保全では国際公益あるいは一般利益がかかわることから国家対国家による紛争処理手段の俎上にのぼることが想定しづらいのではないか、という点に関する見通しについて、国際海洋法裁判所の裁判官をはじめ、海洋法の実務者や研究者たちと意見交換を行うことができた。第三に、日韓における小規模の研究会合において、海底電線およびパイプラインの敷設の自由の意義について考察した。このテーマは国際裁判例のない分野であり、本研究課題に即さないのではないかと思われたが、私企業による運用というその事業形態から、また、海底電線そのものには旗国が存在しないことから、国際公益に関わる紛争と同様に、国家対国家による紛争処理手段が想定しづらいという点において、裁判外における紛争解決プロセスの重要性を照射するものであり、本研究に深みを与える結果となった。

本研究の成果から引き出せる暫定的な結論としては、第一に、領土海洋問題は国家の成り立ちのみならず、国際法秩序の成り立ち以前(例えば陸と海洋の二分的思考)にも関係し得る点であろう。既存の国際法を適用法とせざるを得ない国際裁判の限界は、植民地主義を出自とする領域法分野では圧倒的であるが、海洋法においても然りである。そのため、国際法に基づく個別紛争の解決をめざす裁判の機能は文脈依存的とならざるを得ない。第二に、海洋法においては、EEZ

や大陸棚の境界画定のように国際判例がその内容の充実化に大いに寄与した分野も存在するが、他方で、境界画定のようなゼロサムゲームにならない国際公益あるいは一般利益がかかわる点（たとえば国家管轄権外海域の扱い）や私人に委ねられた事業形態などは、国家対国家による紛争処理手段の俎上にのぼることはない。さはさりながら、領土海洋問題に関する裁判例への参照は、各国間の交渉・裁判・条約交渉というさまざまな段階において重層的かつ複合的に扱われていることの重要性を軽んじてはならない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Sookyeon Huh	4. 巻 9
2. 論文標題 Marine Scientific Research in Japan's Practice	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Korean Journal of International and Comparative Law	6. 最初と最後の頁 281-293
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1163/22134484-12340158	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 許淑娟	4. 巻 95巻11号
2. 論文標題 紛争が戦争とならないために 領域支配をめぐる対立の制御における国際法の役割・12 失地回復という問題（上） ハニシュ諸島紛争とバカシ半島紛争を題材として	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 104-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 許淑娟	4. 巻 95巻12号
2. 論文標題 紛争が戦争とならないために 領域支配をめぐる対立の制御における国際法の役割・13 失地回復という問題（下） - ハニシュ諸島紛争とバカシ半島紛争を題材として	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 77-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 許淑娟	4. 巻 1597
2. 論文標題 延長大陸棚の境界画定	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 令和5年度重要判例解説 ジュリスト臨時増刊	6. 最初と最後の頁 273-274
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 5件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 Sookyeon Huh
2. 発表標題 Legal Scheme for Protection of Submarine Cables and Pipelines
3. 学会等名 Seminar, Seoul Intenational Law Association (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Sookyeon Huh
2. 発表標題 Marine Scientific Research in Overlapping Areas: Exploring Japan's legislation and Practice
3. 学会等名 The Fifth International Conference on the Law of the Sea (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Sookyeon Huh
2. 発表標題 Les conditions d' appropriation d' un territoire insulaire
3. 学会等名 Journee d' etudes de la SFDI :Les iles et le droit international (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Sookyeon Huh
2. 発表標題 Implications of Upcoming Legal Instrument on Marine Biodiversity Beyond Areas of National Jurisdiction (BBNJ) for Marine Scientific Research(MSR)
3. 学会等名 6th International Symposium on the Law of the Sea: UNCLOS at 25 years Challenges and opportunities in seeking an ever more autonomous and comprehensive maritime order (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Sookyeon Huh
2. 発表標題 Sovereignty without Effectiveness?--How International Courts and Tribunals Evaluate Non-western Pre-colonial Normative Systems in Territorial Disputes
3. 学会等名 International Law Discussion: Nottingham University (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Sookyeon Huh
2. 発表標題 Sovereignty without Effectiveness? Cout's ephasis on Legal Titles
3. 学会等名 Lauterpacht Centre for International Law Roundtable (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 奥脇 直也、坂元 茂樹	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 430
3. 書名 海上保安法制の現状と展開	

1. 著者名 Societe Francaise pour le Droit International, Jean-Louis iten, Niki Aloupi, Lucius Caflisch, Sookyeon Huh, Mathias Forteau, Ida Caracciolo, Pierre Bodeau-Livinec, Valerie Parisot, Frederique Coulee, Valere Nido, Hyun Jung Kim, Laphaele Rivier, Lucie Delabie, Sarah Cassella, Yaouba Cisse, Santiago Villalpando	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Pedone	5. 総ページ数 286
3. 書名 Iles et droit international Journee d'etudes de Paris	

1. 著者名 岩沢 雄司、森川 幸一、森 肇志、西村 弓（編）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 810
3. 書名 国際法のダイナミズム（許淑娟「200海里以遠における大陸棚制度の本質」）	

1. 著者名 森川 幸一、兼原 敦子、酒井 啓亘、西村 弓	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 250
3. 書名 国際法判例百選〔第3版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 Journnee d'etudes de la SFDI :Les iles et le droit international	開催年 2019年～2019年
--	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
英国	ケンブリッジ大学ローターパクト 国際法センター		